

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 6 月 29 日（金）第3429号の 3



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則	規 則	
○医療法施行細則の一部を改正する規則（※）		（保健医療福祉課取扱い） 1
告 示	告 示	
○役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱（※）		（管財課取扱い） 6

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 6 月 29 日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

鹿 児 島 県 規 則 第 29 号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（昭和45年鹿児島県規則第21号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（病院医師宿直免除申請書）

第13条 施行規則第9条の15の2の規定による医業を行う病院に医師を宿直させないことの確認に係る申請は，別記第19号様式による。

別記第19号様式を次のように改める。

第19号様式 (第13条関係)

年 月 日

殿

管理者 住所
氏名

印

病院医師宿直免除申請書

下記のとおり、病院に医師を宿直させないことの確認を受けたいので、医療法施行規則第9条の15の2の規定により申請します。

名 称						
所 在 地						
診 療 科 名						
病 床 数	精 神	感 染 症	結 核	療 養	一 般	合 計
	床	床	床	床	床	床
病院に医師を宿直させない理由						
医師が速やかに診療を行える体制の確保状況について	連 絡 体 制					
	連絡を受ける医師の場所					
	医師が適切な診療を行える状態の確保の有無	有 ・ 無				

(注) 「医師が適切な診療を行える状態の確保の有無」について「有」とした場合は、当該事項が確認できる医療機関内の規程や内規等を添付すること。

別記第23号様式中

開設しようとする病院，診療所又は介護老人保健施設の名称		を
開設しようとする病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院の名称		に改

め，同様式添付書類 5 及び11中「又は介護老人保健施設」を「，介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

別記第23号様式の 2 中	開設する病院，診療所又は介護老人保健施設の数	を	開設する病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院の数	に改める。
---------------	------------------------	---	------------------------------	-------

別記第23号様式の 3 中「介護老人保健施設）」を「介護老人保健施設，介護医療院）」に，

当該管理者が管理する病院，診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地	名 称		を
当該管理者が管理する病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び所在地	名 称		に改
当該管理者が管理する病院，診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地	所 在 地		
当該管理者が管理する病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び所在地	所 在 地		

め，同様式（注）中「又は介護老人保健施設」を「，介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

別記第24号様式添付書類 3 中「又は介護老人保健施設」を「，介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

別記第28号様式中	吸収合併存続医療法人（新設合併設立医療法人）が開設する病院，診療所又は介護老人保健施設の名称	を	に改め，同様式添付書類 6 (3) 中「又は介護老人保健施設」
	吸収合併存続医療法人（新設合併設立医療法人）が開設する病院，診療所，介護老人保健施設又は介護医療院の名称		

を「，介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

吸収分割承継医療法人（新設

別記第28号様式の2中

分割設立医療法人) が開設する病院, 診療所又は介護老人保健施設の名称

を

吸収分割承継医療法人 (新設分割設立医療法人) が開設する病院, 診療所, 介護老人保健施設又は介護医療院の名称
--

に改め, 同様式添付書類6中「又は新設分割設立医療法

人」を「又は新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人」に改め, 同様式添付書類6(3)中「又は介護老人保健施設」を「, 介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

別記第51号様式中

理 事		
開 設	病院, 診療所及び介護老人保健施設名	所 在 地
	1	ア
	2	イ
	3	ウ
	4	エ
そ 事 の 他 業	<input type="checkbox"/> 医療関係者の養成又は再教育	
	<input type="checkbox"/> 医学又は歯学に関する研究所設置	
	<input type="checkbox"/> 医療法第39条第1項診療所以外の診療所開設	
	<input type="checkbox"/> その他保健衛生	

を

理 事		
開 設	病院, 診療所, 介護老人保健施設又は介護医療院名	所 在 地
	1	ア
	2	イ
	3	ウ
	4	エ
5	オ	
附業 帯務		
収業 益務		

に,

許 可 年 月 日	(許 可 番 号)
-----------	-------------

を

認 可 年 月 日	認 可 番 号
-----------	---------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第719号

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成30年6月29日

鹿児島県知事 三反園訓

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱

役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

26	指定管理鳥獣捕獲等事業業務
----	---------------

別記第1号様式中「

森	林	整	備	業	務
---	---	---	---	---	---

」を

「

森	林	整	備	業	務							
指	定	管	理	鳥	獣	捕	獲	等	事	業	業	務

」に改める。

附 則

この要綱は、平成30年6月29日から施行する。